

【書評論文】

Pierre Dardot, Christian Laval,
Commun : Essai sur la révolution au XXI^e siècle

La Découverte, 2014, 593pp.

——森林資源をめぐる「コモン」概念を中心に——

勝 俣 誠

「人は市民として生まれぬ。尊厳のための戦いの中で市民になるのだ⁽¹⁾」

はじめに—なぜ今コモンか

資本主義体制は21世紀に入っても、その拡大の勢いを止めることがない。20世紀後半の国際秩序を特徴づけた資本主義対社会主義という2つの経済体制の拮抗にたった「冷戦」下で繰り広げられた時代は、ますます過去の歴史へと押しやられている。今や議会制資本主義対専制資本主義という米中ロシアを交えた資本主義列強間の「新冷戦」の様態が顕著になっている。

社会主義体制を原理として追求する国は、世界では極めて少数になっている。社会主義と称する中国は、2001年に世界貿易機関(WTO)に加盟し、ブルトン・ウッズ体制の2大柱となって、国際通貨基金と世界銀行グループに自ら参加し、保護貿易主義に対する自由貿易体制を国際交渉で訴えている。ヨーロッパの植民地体制から独立した「南」と呼ばれる発展途上国が急速な富の形成として採用してきた社会主義体制は、1980年代に入り軒並み崩壊ないし放棄された。今や社会主義国として経済運営をしている国はキューバと北朝鮮くらいである。

21世紀も資本主義体制の全般化としてしか展望されないのだろうか。そして、私たちができることはせいぜい私企業が主導する経済成長の持続

によってのみ実現する適切な分配政策を通じて社会サービスを維持・拡充する以外にないのだろうか。いわゆる「福祉資本主義」の展望である。

しかしながら、今日の私たちが日々生きる生活世界を観るならば、このグローバル化した資本主義は様々な次元の危機を顕在化させている。

まず第1は、地球環境の危機である。くり返される「異常気象」との関連が問われている地球温暖化は今や人類社会の未来にのしかかる決定的生活破壊と認識されている。しかしその規制は遅々たる歩みしか見せていない。これにCO2の排出量そのものが少ないとされる原子力エネルギーの消費をつけ加えるならば、とり返しのつかない地球環境の人為的破壊は、まさにこの21世紀にこそ高まっている。

社会面でも、グローバル資本主義とIT革命によって加速化する賃金労働の拡大と深化は、高度な分業化によって生産性を飛躍的に上昇させたものの、労働時間はそれ程減っていない。しかも人間労働のイミの希薄化と所得、資産格差を拡大させている。

もし、21世紀をこれらの環境的、社会的危機を回避し、誰もが持続可能な地球環境下で尊厳を持って生きられる世紀として展望するならば、このグローバル資本主義体制とは異なる政治経済社会の仕組みを改めて模索しなければならない。

社会主義体制は基本的には、生産手段の国有化という形で実行に移され、私企業の利益追求に対

する公的部門による生産と分配という形をとった。資本の分配に対する働く者が政治的に決める公 (public) の支配体制である。

その経済上の行き詰まりや政治的圧政は、市場対国家という二項対立の体制分析を極めて不十分なものにしていく。

これに対して、近年、社会・政治的实践を通じて、市場原理でも、国家による分配原理とも異なる人々の政治的想像力から自発的助け合いや参加によって、環境的社会的ニーズを充たす社会のあり方を探ろうとする「コモン」という概念が注目されてきている⁽²⁾。

問われているのは経済的なるものの限界を明らかにして、それを超える想像力を解き放つ政治的なるものの復権である。

ここで取り上げる「コモン」も時代の閉塞感を乗り越える試みとして位置づけ、「資本主義を超える何かに希望を持たせることができるような社会勢力、代替諸モデル、組織諸様式、諸概念がいまだ存在するのか (12 ページ)」という体制選択からの問いを立てる。

現行資本主義に抗する社会運動や時代批判の中で「コモン」が再登場するのは、著者によれば、「社会、文化および生き物といったすべての領域への私的占有・所有 (appropriation privée) の拡大 (16 ページ)」が危機を及ぼしているからだとしている。

したがって、本書をあえて取り上げた理由は森林や海の資源の持続的利用・管理の在り方をめぐ

る「コモンズ」論に加えて、私たちの社会を否応なしに形づけ、方向づけている資本主義体制を相対化する分析概念として興味深く感じたからである。すなわち、歴史的には資本主義を推進した生産手段の私有化かそれを乗り越える「国有化」ないし「公有化」に立った社会主義・コミュニズムかという「持つこと」をめぐる論争よりも、「コモン」という「共に分かち合う」行為の現代的意味を体制論の中に位置付けられないかという基本的問いかけが書評の動機である。

こうした関心から本書評は以下のように3部に分けて展開する。

まず本書の目次とあらましが紹介され、次に伝統的なコモンズ論の体制論からの考察として第8章の「貧困の慣習法」を取り上げる。この章は若きマルクスがライン新聞にて1842年、展開した「木材窃盗取締法にかんする討論」を「コモン」から再読する章であるが、評者は日本におけるコモンズ論も踏まえて論評を試みる。最後に本書の提起した「コモン」論の特徴と残された課題が示唆される。

1. 本書の目次とあらまし

本書の構成を簡単に紹介しておこう。

本書は600ページ近い本で、3部10章からなっている。以下まず、その目次を列挙しておく。

はじめに：コモンは一つの政治原則である。

第1章：コモンの考古学

第1部：コモンの登場

第2章：コミュニストの仮説あるいはコモンに対立するコミュニズムか？

第3章：大きな占有とコモンズへの回帰

第4章：コモンズの政治経済学批判

第5章：コモン、レントそして資本

第2部：コモンの法と制度

第6章：所有権と占有できないもの (l'inappropriable)

第7章：コモンの権利と“コモン法”

第8章：「貧困の慣習法」

第9章：労働者のコモン：慣習と制度の間で

第10章：制度化のための実践 (la praxis instituante)

第3部：政治提言

提言1：コモン政策を打ち出さなければならない。

提言2：所有に対して利用権を対峙させなければならない。

提言3：コモンは労働からの解放の原則である。

提言4：コモン企業を制定しなければならない。

提言5：経済におけるアソシエーションはコモン社会を準備しなければならない。

提言6：コモンは社会デモクラシーを築かなければならない。

提言7：公共サービスはコモンの制度とならなければならない。

提言8：地球規模のコモンズを制定しなければならない。

提言9：コモンズの連邦を制定しなければならない。

後記：21世紀の革命について

全体の流れを大まかに紹介しておく。

まず、序章において、あくなき資本の蓄積運動を支える論理が人間活動の様々な領域に浸透し、私たちは今や「コスモ資本主義 *cosmo-capitalisme* (p.12)」の時代に入ったとする。本書は、この蓄積の目的やリズムに従って人間の活動に変更を加えたり、方向づける全般的規範ロジックを「諸規範の体系 *système des normes* (p.13)」と位置づける。この体制下では金融の市場拡大競争は強まり、そこから生まれるエコロジーの危機や貧富の格差がますます悪化しているとする。

こうした中で、「人類は共通の運命を担うという思想は時代の主流になりえず、そのための不可欠な協力という道筋は相変わらず閉ざされたままである」とし、これを著者は、「非コモンの悲劇 (*tragédie du non-commun*)」と名づけている。当事者が協力しないがゆえ生まれる悲劇である。

この悲劇を避けるには、著者によれば、まさに弱体化しているデモクラシーを活性化することが必要でありそれは政治の復権に他ならない。

次の第1章「コモンの考古学」では、コモンを定義する章である。著者がコモンの現代的意味において考察しようとするとき、つきあたる3つの伝統的思想を明示する (p.25)。

第1は、神学を源泉とするもので、コモンは政治的、宗教的諸制度の至高目標としてとらえられ

る。「コモン財 *bien commun*」を担う者の行動原則とならなければならないとする。

第2は、法を源泉とするもので、コモンの呼称を「諸物 *choses*」の特定のタイプに限定しようとする。例としては、大気、水、知識などを「世界コモン財 *biens communs mondiaux*」として守るもう一つの世界を目指す運動 (*mouvements altermoralistes*) の方向づけが挙げられる。

第3は、哲学的源泉で、コモンを普遍的なもの (万人に共通すること) としてみようとする試みである。

この章で強調されるのは、コモンは共同帰属 (*co-appartenance*)、共同所有 (*co-propriétés*) などとしてでなく、共同活動 (*co-activité*) として考えるべきものである (p.48) という点である。

第1部の「コモン登場」は、4章からなり、西欧におけるコモン思想の系譜をたどることが中心となっている。

まず第2章では、歴史的コミュニズムモデルを再検討し、コモンを国家的所有によって実現しようとしたものの、実際は国家によるコモン破壊にすぎなかった (p.56) とする。

第3章では、1990年代から自然、生物、知識にまで広がる新しいエンクロージャーの対象となる「コモンズ」の大企業による収容ないしはく奪の

具体例が提示され、コモンが現代の反資本主義の中心カテゴリーになる (p.95) ことが強調される。

第4章はコモンズの新しい政治経済学を切り拓いた政治学者のエリノール・オストロムの実証研究を肯定的に位置づけると同時に、その限界を提示し、コモンズよりもコモンの理論化が急務であるとするとする。

第5章では、先端テクノロジーの生む「非物質的労働」の自律化などに注目するマイケル・ハートおよびアントニオ・ネグリの『帝国』、『マルチテュード』および『コモンウェルス』のコモン論が批判的に検討され、19世紀の社会思想家ブルードンの「集合的力 force collective」などとの類似性が比較検討される。

第2部は、5章からなり、コモンの法的、制度的側面の排他的、絶対的な所有権と比較考察が中心となる。

まず第6章では、西欧史における所有権の系譜がたどられ、私的所有かという問いではなく、占有できないものと所有を区別することの重要性が提示される。

第7章は、アングロ・サクソン世界では、「コモンロー」と呼ばれる「一般法、普通法 droit commun」がどのように旧来の慣習から継承されてきたかが検討される。ここでのコモンは、「様々な慣習の中から私有権の遵守と合致するものを法律専門家が選択してきているという点から、コモンの権利 (droit du commun) を慣習法 droit coutumier と同一のもののみならずとすることはできない (p.232)」とする。

第8章は、1842年のマルクスのライン新聞で展開した森林窃盗罪の擁護を紹介して、貧者の慣習が特権者の排他的権利と対比して論じられる。

第9章は、19世紀の労働者階級の登場とその社会運動から生まれた「プロレタリアートの権利」が、かつてのギルトや仲間 (compagnon) の権利などを参照して論じられる。そしてコモンの権利とは利用による無意識の伝達からではなく、制度を実践した行為によってのみ生まれる (p.232) とする。

第10章は、行為としての制度化 institution の性質を明らかにしようとする章で、「制度を生む実践

praxis instituante」という用語が登場する。著者によれば、この規則を制定する実践は、『無から突然生まれるもの』でなく、現状を変革することによって存在させる積極的实践を通して生まれる (p.232)」とする。

第3部はコモンの持つ政治原則による社会変革の制定を10の政治命題 (propositions politiques) として提示する。

後記では『革命』理想の偉大さを再発見すると『社会の自己制定』としての革命および『占有できないものを制定する』の3つの見出しで「21世紀の革命」に言及する。

2. 森林とコモン：第8章「貧困の慣習法」とコモンズ論

さて今まで本書の「コモン」を従来のコモンズ論で使用される「コモンズ」とどう使い分けるのかを明確に定義しないで紹介してきたが、以上の本章の紹介から、「コモンズ」とは対象化されたモノないしコトを指し、「コモン」とは「あるモノやコトを社会内でもとに利用とする活動力そのものを指す」と大まかに定義しておこう。

この第8章ではハーディングの「コモンズの悲劇, tragedy of the commons, tragédie des commons⁽³⁾」のような自然資源、とりわけ森林資源の採取をめぐる従来の「コモンズ」論に対する本書の「コモン」論からの再読が中心となっている。したがって、この2つの用語がどう重なり、どう重ならないのかをより明確に論じているので、あえて本章の展開と論点を取り上げてみた。

本章で取り上げられた歴史的事例は、マルクスの1842年のライン新聞で展開した森林資源窃盗に関する評論である。正確には「木材窃盗取締法にかんする討論」である⁽⁴⁾。

本章の問題提起とは、著者によればコモンの法の根拠とその性質を探るに「コモンとはモノや財の管理の問題ではまずない。コモンとは紛争・対立 conflict のさなかにおいて、そして紛争・対立によってのみ構築される活動 activité に根拠を置

く。ただ持続して存在しているという理由だけですべての慣習を是認することではない。コモンを試練とはむしろその持続性にあるのでなく、社会実践 *pratique sociale* にある (p.324)」という主張から出発する。かくして8章「貧困の慣習法」での問とは「こうした実践の性質とは何か、そしてその主体は何か? (p.324)」ということになる。換言すれば諸慣習によって構成される「コモン法 *droit commun*」がなぜ「コモンの法 *droit du commun*」になるのか (p.325)」という問いに答えることである。

以下本書の引用をもとにマルクスの「木材窃盗取締法にかんする討論」で展開された論議を紹介しておこう。

この1842年10月25日付のマルクスの記事では、ライン会議で通った枯れ枝集めを盗みとする法律のセクション1の第1条は、以下の盗みに適用されるとしている。

- 1) まだ伐採されていないすべての森林の木材
- 2) 森林外の開発 (*exploitation*) 向けのすべての生木
- 3) 調整がまだ開始されていない幹全体部分で、偶発事故によって壊されたか、倒されたすべての木材
- 4) 森林あるいは未整備の木材置き場にある用材のおがくず

したがって共同利用権としてその時までみなされてきた小枝 (*brindilles*) の集め行為が問題とされるのは、なぜ私的かつ排他的な享受の権利を与えるものとして法が手続きを取るのかという所有の概念である。2018年4月から日本でも公開されたラウル・ペックの映画作品「マルクス・エンゲルス」(https://eiga.com/movie/88435/) (画像1参照)の冒頭でも、森の中で枯れ木を集める農民集団に警官隊が騎乗から襲いかかるシーンが登場する。その字幕解説で生木と枯れ木の違いが説明される。

本書は、枯れ枝集めを「窃盗」とする法的再性格づけ (罪科決定) に注目したマルクスは、この性格づけは、森林の所有者の私利のみによって決定されているとしている。すなわち、森林オー

ナーはこれらの枯れ枝を需要の高い暖房用燃料として市場で販売できるはずであるということである。この結果、枯れ枝を集めて売ったり、この販売収入のみで生計を立てていた貧農は、その可能性から排除されてしまうのだという (p.326)。

しかし、だからといって、マルクスは「近代の所有権について封建法を喚起するという落とし穴に陥らないよう (pp.326-327)」留意している。マルクスの問いの立て方は、「所有の封建的概念の擁護者として表明することなしに、貧者にとって不可欠な糧を取り上げる森林の富裕オーナーの利害のみからつくられる法 (*loi*) をどのように白日の下で批判するか」というものであった (p.327)。

マルクスは、枯れ枝集め行為自体は違法にならず、権利に基づいているとする。マルクスは、*ramilles* の収集と意図的窃盗を3つに識別分類している。

画像1



© AGAT FILMS & CIE - VELVET FILM - ROHFILM - ARTEMIS PRODUCTIONS - FRANCE 3 CINEMA - JOUROR - 2016

- 1) 生木の占有
- 2) 伐採された木の窃盗
- 3) 木枝 ramilles 集め

1) は、木自体の襲撃を通じた木の所有者に対する侵害

2) はすでに伐採され、所有者の生産物

これら2つの所有侵害

3) は所有者から何ら奪っていない

木の所有は枝がたまたま落下したので、その収集はもはや木にもその所有者にも帰属しない、というのである。

本書によれば、このアプローチのマルクスの独創性は、公法と慣習法の二律背反をどうマルクスは乗り越えようとしたのかという問いの立て方にあるとする (p.329)。

本書では「理性の法」に反する「一つの法 une loi」という問題提起で、マルクスは、経験的に存在している「現実」の法と法の普遍性に合致した実定法において存在する「実効性のある effectif」あるいは「理性的な rationnel」法とを区別している (p.329)」とする。

本章のマルクスのテキスト解釈によれば、法 (loi) と物の性質 (nature des choses) の問いを支配する関係について、次のように考える。「モノの法的性質は法によって方向づけられない。逆に法こそが物の性質に従って方向づけられなければならない (p.328)」

法はこの意味で「モノの法的性質の普遍的かつ正当な代弁者である (p.328)」。

ここから、木の窃盗をめぐる2つの解釈が展開される。

1. ライン会議の法の主張：森のオーナーの私的利益を認めさせようとする。しかし結果として真の法の構成的普遍性の要求に対する偏向性と不一致を暴露してしまっている。
2. もう一つの主張：「特権者」の慣習と「貧者」の慣習との間には規範的な区別が必要で、この後者こそが法的根拠を有する (fondées en

droit) (p.328)。

以下著者によるマルクスの1842年テキストの独創性とその限界を評者の理解した範囲内でまとめておこう。

1) 1842年マルクスの論評の独創性

マルクスの記事の大きなメリットは、貧者の習慣の背後にそれに反対する近代法によって制定された私的所有者の特権層の慣習との紛争対立性 (conflictualité) が存在することを明らかにした点である。実際、著者によれば1842年のマルクスにとってこの事件への論評は「慣習の実践を歴史的必然性の地平の中に位置付けて判断するのも、国家によって保障された活動への権利を解読することではなかった。その狙いは既存の国家権利からは独立した法的根拠 (fondement juridique) を見つけ出すことであった (p.365)」のである。

2) 論評の限界

しかし、本書は、「だからと言って、マルクスがあらゆる自然主義とは反対に慣習を矛盾した社会的構築としてみなしていると直ちに結論づけることは、控えなければならぬとする (p.360)」として、以下のように疑問を投げる。評者の拙速な要約を避けるためやや長い引用しておこう。「1842年の諸記事は「自然主義 (naturalisme)」と「短絡主義 (praticisme)」との区別を明確にすることには成功していない。しかし、この論考が我々につきつけている重要な問いとは、慣習というものをどこまでその紛争対立性と、同時にまたその構築性において考えることができるかという問いである。もし、諸慣習は「何らかの構築」から発生するとしたら、立法者の行為としての諸慣習の法への還元不可能性に実際どんなイミが残るのだろうか？

つまるところ慣習の概念をそのイミ全体を残したまま「構築された慣習 (coutume construite)」として何もの (quelque chose) と考えることはできるのか？ いずれにせよ、コモンローの社会有機体イデオロギー (idéologie organiciste) に組しない

としても、あたかも法を公布する決定を下すようには慣習を採用はしないという点を無視することは難しい。

おそらく、「構築」概念を決定のあるいは意志の概念とは切り離して考える必要があるだろう。しかし、その最古の構築様式（単数ないし複数）を肯定的に決定する必要がある。

かくして、貧者にとってのユニバーサルな慣習法というマルクスの主張に対して、どんな実践上の範囲を認めたらいいのであろうか。なぜなら、難題となって表出しているのは特権者の慣習と貧者の慣習の間の単なる法的対立ではなく、同時に貧者の様々な慣習の法的統一問題であるからである。実際、これらのすべての慣習の根本的な異質性をどうやって克服するかのだ道筋は不明確で、我々が知る限り普遍性とは最少の公約数に還元できるものではないのだ (p.360)」

本書によれば、実際法的解釈によるコモنز概念は必ずしも区別が簡単でない2つのコトを包含しているとしている (p.360)。

1つは、特定の土地の所有への住民コミュニティーの権利。

もう1つは、私有地に対して行使される集団的利用である。これは、住民に対してそこでの生産物への権利を付与するもので、そのもっとも重要なものは、共同放牧地権 (droit de vaine pâture) あるいは「収穫後の他の人々の私有地への家畜の放牧を非所得者に対してさえ認めるすべての住民の権利」である。

2つの国ドイツとフランスの歴史的事例を本書は以下のようにまとめている (p.361-2)。

まず、両国の共通点は、両国ともコモنز (communaux) 概念の2つの側面を含有していて、法的解釈は地域コミュニティーへの土地の帰属のみでも、住民に帰属しない土地の住民による集団的享受権だけでも意味しなかった点である。

ドイツの事例

ドイツの北部と南部ではそれぞれドイツ語で、Allmende および *Gemeinheit* と名称は異なるが、中

世中期と後期においてコモنز (communaux) とはあるコミュニティーのメンバーの周辺地のメンバーによる利用 (exploitation) に対するコミュニティーによる規制権力の要求の結果その存在を確保された。この場合、利用参加権は、私有地とコミュニティーの土地双方を対象としていた。

フランスの事例

地域によってコモنز (communaux) の法概念は極めて異なっていた。

ーバリ盆地とアキテーヌ盆地

コモنزはごく小さい面積しか占めず、集団的生活の中心 (foyers) を構成せず。

ー西部と中央山地地方 (massif central)

コモنزは私有地の単なる付属物 (annexes) とみなされていた。

ー北部と北西部ジュラ、アルプス地方

万人のためのコモنزの管理ルールを律するのはコミュニティーの財産 (patrimoine) としてみなされた。

本書はこうしたコモنزをめぐる地域ごとに必ずしも同じでない法的定義のバラバラ性、異種交合性を次のように整理している。

「コモنزの私有地の付属物 (appendices) とみなされていたときは土地の権利 (droit de la terre) が優先され、その享受がすべての住民にアクセス可能になっていた場合は、人間の権利 (droit de la personne) が決め手となった (p.361)」。

ただ著者は貧しい農民の権利に焦点を充てた第8章のマルクスの論評の限界を、最終的には自らの労働力を売らないと生活できない労働者階級の本格的登場に求め、「貧者のコミュニズムは進歩の障害か？」という問いを立てている (p.362)。この問いに対して著者は、マルクスの1842年論評を既存の国家法とは切り離して諸慣習実践の法的根拠を探ろうとした点を評価しながらも8章の最後を次のように締めくくっている。「しかしながら、労働者階級が解放の歴史的使命を担う以上、実際に提起されざるを得ない問とは、ブルジョワ社会の内側自体で展開されている諸条件下でのいわゆ

るプロレタリアの権利の形成問題である。(p.365)」
ただここで評者が興味深いと感じたのは、コモン
の現代的意味を探る意味からコモン問題が表出
する社会内の紛争・対立性に著者が注目したこと
である。実際、日本の近現代史においてもマルク
スの1842年の森林盗伐論と同様、社会内の所有と
利用をめぐる対立性こそがコモンなるモノないし
コトの可視化ないし言語化を可能にしたと考える
からである。

したがって次に本章の「貧困の慣習法」の論点
をより明確にするため、日本における森林に関す
るコモンズ論をその紛争性に着目し、ごく簡単に
コメントしたい。

3. 「貧困の慣習法」と日本におけるコモン ズ論—コモンは紛争・対立を通して顕在 化し、制定される

日本の近現代史におけるコモンの思想は一般的
に入会権として知られている。

入会権の定義は、コモンズ論を行政による不要
かつ環境破壊型公共事業に抗して展開してきた環
境経済・政策・法規学者、熊本一規によれば次の
ような財産権を指す。「一定の地域に住む住民集団
が山林原野、浴場、用水などを総有的に支配する
権利で、江戸時代に形成され、現代にまで続いて
いる。入会権は、狭義には山林原野の総有的支配
権のみを指すが、広義には、漁場・用水などの総
有的支配権を含む⁽⁵⁾。熊本によれば、またここで
いう総有 (common ownership)」とは「単に多数人
の集合にとどまらない一個の団体が所有の主体で
あると同時にその構成員が構成員たる資格におい
て共同に所有の主体であるような共同所有」と定
義される (前掲書, p.36)。

したがって、入会権を持つと同時にその構成員
もまた入会権を持つ。通常、入会集団のことを「入
会権の主体」、構成員のことを「入会権者」と呼ん
で両者を区別。入会権を行使し、利益に与るのは
一定地域住民 (世帯)、権利の行使は構成員全員の
同意を得るルール (規範) に従う⁽⁶⁾。

森林に関して有名なのは、入会地を巡る農民と

森林所有者との間の紛争として小繫訴訟事件
(1917-1966)がある。事件のきっかけは、1915
年に起きた小繫村での大火で村民が伝統的に入会
権として利用してきた森の木を小舎がけ用材とし
て伐採したところから展開する。その時の状況を
村民側の要求と法闘争に寄り添い、彼ら、彼女た
ちの声を録音テープから起こした篠崎五六の著
「小繫事件の農民たち」から簡単に紹介しておく。
同書のある85歳の女性は「この山は明治34年に
俺が買った山だ。これは部落の山ではない。一木
一草といえども山の木を勝手に伐ってはならな
い。他人の山を伐り続ければ森林盗伐として警察
さ引き渡すから、そう心得ろ。⁽⁷⁾」(土川マツエ)
という「森林所有者」とそれを承諾できない村人
の間の対立事件を証言する。

この事件は日本の近代における近代法と慣習・
入会権との間の住民側が提起する対立を反映す
る。1872年、明治国家による田畑永代売買禁止を
解除し、1873年には地租改正に伴う官民所有区分
処分小繫村の村有林は民有地になってしまう。
こうした中で事件が起こり、1817年には証言に登
場する地券名義者が農民の入会権行使を警官隊で
阻止し、これに対し、農民側は民事訴訟として闘
い始める。第2次大戦後は、今度は刑事訴訟とし
て小繫村の人々の入会権闘争は再開されるが、
1966年に、最高裁で窃盗、森林法などの違反判決
を出し、入会権消滅は判断され⁽⁸⁾、この事件は一
応結末を見る。

同事件をマルクスが農民側に立って弁護したコ
モンズ論を、第8章の文脈で重ねてみると、両事
例ともに農民は慣習を森林利用の根拠としてい
る。小繫村の場合、篠崎の著書の序文を書いた法
学者渡辺洋三によれば明治期以前の江戸期におい
ては「山を実際に支配し、かつ利用する者のみが
その山の主人公として権利を持っていた。農民集
団としての「村」は、こういう意味において村持
山の唯一の権利者であった。明治期に所有権者と
いう新しい主人公がやってきて居座るようになった
ため、同一の山につき二人の主人公ができてしま
った。⁽⁹⁾」ただライン新聞では農民による枯れ木
の収集が争点になったが、小繫村では生木の伐採

が窃盗として問われた、という違いがある。しかし本書のコモン論の文脈からは、農民側の体を張って権利を主張する活動の力に、「コモン」の力たる社会内の対立関係において顕在化する政治原則を読み取ることが可能である。この意味では、小繋事件が提起したそこで暮らす人々のコモنزの利用・維持に対する個人所有権の行使を体制変革論から見ると、今日も課題として残り続けていると思われる。

ただ、日本経済が高度成長を迎え、グローバル化が進展するさなかの1966年、小繋事件での農民側が敗訴して以来、日本での森林問題は外国産木材自由化(1964年)と人口減少傾向下における林家の高齢化で、「過剰利用よりも過小利用」という政策的課題として注目されるようになっていく⁽¹⁰⁾。

この政策議論でよく参照されるのは、政治学者エリノール・オストロムのコモنز論である。次に、彼女のコモنز論のコモン論への貢献と本書のコモン論との違いを明示しておき、本書の持つ政治的なるモノ・コトの原則の復権について、著者によるオストロムの評価を紹介しておきたい。

4. 「コモン」とオストロムのコモنز論 —資源管理の類型化かコモンの制定力か

本書においてオストロムのコモنز論が正面から論評されるのは、第4章の「コモنزの政治経済学批判」においてである。この章において著者は、オストロムのコモン論への貢献を既存の標準的ないし主流経済学教科書と対比して、主として次の2点に求めている。

1) 市場対政府の2項対立に協力原理を導入

市場の生産に適しない財・サービスを政府に任す、ないし政府によって供給されなくてもいい財・サービスを市場に任すという市場対政府という2分法アプローチを超えて、自然資源のコモンズ論を制度の政治経済学に導入したことである。「市場こそルールにして、国家を例外扱いにする(p.137)」という1980年代以降の経済自由主義の流れとは異なる分析枠を提供してくれている。こ

のアプローチによるコモنزの維持・管理の実証研究からオストロムは、市場競争でも国家強制でもない協力原理を可視化することに成功したのである。著者によれば、この分析枠でさらに興味深いのは、このコモنزの政治経済学においてある財に内在する性質より財を対象とした活動に注目したことにあるとして、次のように彼女の理論を明快にまとめている。「この理論はコモنزの誕生と管理において諸制度 (institutions) という基本的次元を導入することによって、ある活動とその対象をコモンとして制定するのは財のコモンの性質 (“nature” de commun) を決定してくる財の内在的性質 (la qualité intrinsèque du bien) ではなく、むしろ組織化された管理システム (système organisé de gestion) であるという結論付けが可能になる (p.186)。」

2) コモنز論により精緻な分類 (taxonomy) を付与

評者の当面の理解では、オストロムのコモنز論は、標準的経済学の教科書では、財の区別は公共財か否かという二分法で論じられる。たとえば、ジュゼフ・スティグリッツの「入門経済学」では、公共財とは正の外部性が極端な場合を意味し、ユーザーが増えても追加コストがない非競合性 (non rivalrous) を排除しようとするコストがかかる非排除性 (non excludable) を持つ財として灯台を事例として挙げている⁽¹¹⁾。

オストロムは、この分類に対して、非私有の森林や漁業区域などを競合性はあるが、フリーライダーの排除の難しい共有資源 (common pool resources) という概念を加えて、表1のような4つの財の概念を提示している。

さらに、オストロムは、森林や漁業にまつわる諸権利をその運用ルールに着目し、表2のようなコモنزにおける権利の分布事例を提示している。

こうした一連の制度実証分析は、著者によれば、「自然資源」であろうとあるいは「知識のコモンズ」であろうと、市場と国家の外で分かち合う諸資源を集合体に対して、コモンの en commun に管

表1 オストロムの財の4分類

		フリーライダーの排除性	
		容易	難しい
消費の競合性	大きい	プライベート財	共有資源 (commun pool resource)
	小さい	クラブ財	公共財

出典：Elinor Ostrom, “*The Future of the Commons*”, Institute of Economic Affairs, 2012, p.58

表2 漁業における諸権利の分布

	所有者 owner	所有集団 proprietor	権利主張者 claimant	認可ユーザー authorized user
アクセス・採取 access/withdrawal	○	○	○	○
管理 management	○	○	○	ナシ
排除権 exclusion	○	○	ナシ	ナシ
売買譲渡権 alienation	○	ナシ	ナシ	ナシ

出典：Benjamin Coriat (ed.by), “*Le retour des communs*”, Les liens qui libèrent, 2015, p.35 から引用。原典は、Schlager and Ostrom, “Property-Rights Regime and Natural Resources: A Conceptual Analysis”, “Property-Rights Regime and Natural Resources: A Conceptual Analysis”, *Land Economics*, Vol.68, No.3, University of Wisconsin Press, 1992

理することを可能にする制度諸形態，機能諸ルール，法的諸手段から探る (p.17) 手法を提示してくれたのである。

しかしながら，著者によれば，オストロムのコモンズ論は，本書のコモン論からすると，その分析手法には限界があるとしている。その限界とは，著者によれば，オストロムの分析手法は，その独創性にもかかわらず，基本的には有限の自然資源の有効利用を期待される費用対予想される効果比較にしたがって常に行動する合理的人間の概念 (p.157) にとらわれているとする。そこでは，個人が損得・利害を計算して社会的コミットメント（協力）することがあっても，この選択は「個人的決定の総和の結果ではなく，固有のロジックを有する社会プロセスに現実には依拠する (p.158)」という点が見落とされているとする。著者は，こうした新制度政治経済学はそれが依って立つ新古典派の前提の不十分さを露呈するもので，結局は

実用主義アプローチを脱皮できず，この前提とは著者によれば社会学者ピエール・ブルデューの「実用に対する実用的関係のための実用の理論ビジョン (p.158)」⁽¹²⁾ を引用している。

こうした厳しい批判は，本書の政治哲学としてのコモン論であり，オストロムの研究は政策科学的コモンズ論であり，追及する研究テーマ設定が異なることに由来するのだが，著者の第4章におけるオストロム理論と批判的評価は，本書のコモン論の性格をより明快にしてくれている。

また，この章において広義に捉えればオストロムと同様，おそらく制度政治経済学の流れに分類されるレギュレーション学派に対し著者が「現代諸社会を構造化する基本的諸制度がどのように進化するか (p.137)」を説明しようとするレギュレーション理論に一定の評価を与えているのは興味深い⁽¹³⁾。

本書評の残された課題

以上、森林資源をめぐる「コモン」概念を中心に、「コモン」の書評を試みた。確かに本書は第3部では学術専門誌にはあまり出てこない政治綱領的命題が列挙されるなど市民向け一般書の体裁をとっている。しかし同時に600ページ近い、しかも評者が必ずしも専門としてこなかった法学、哲学、社会学の専門家による大著でもある。

今回は森林資源についての記述から本書の紹介を試みたが、この大著が目指す新しいコモン論を十分に論じたとは到底言えない。

これからも継続して再読していく必要が大いにあるが、当面気づいた残された課題を最後に2点のみ記しておきたい。

一つは、本書のコモン論は自然資源のコモンズ論の批判的考察のみならず、近年急速に拡大・深化している知識のコモンズの性格と、そこから生まれる社会関係の変容についても言及していることである。例えばイタリアの哲学者のアントニオ・ネグリと政治学者ミカエル・ハートの「マルチテュード」論は、グローバル化する現代資本主義が意図せず生んでいる知識の交流・拡散による社会の生産から生まれる「コモン」論として本書に登場するが、今回は評することができなかった。しかしこうした非物質的生産に立った認識の資本主義論を、「コモン」論から再アプローチする試みは極めて重要に思える⁽¹⁴⁾。

もう一つは、コモン論から切り離せない本書でもかなり広く扱っている人々の助け合いや連帯の生む集合的力に関する論議が評じられなかったことである。一度はマルクスによって辛辣かつ攻撃的に批判されたブルードンの搾取概念だが、働く者の同志の社会連帯の思想は今日の協同思想や連帯経済論とも重なり、その紹介と考察は今後の課題としたい。

注

- (1) 勝俣誠, 『『アフリカの年』から50年 ネット世代 尊厳の闘い』, 朝日新聞, 2010年7月16日夕刊
- (2) すでに、例えば、市場原理の広範な統治を認めつつ

も、その原理になじまない事象を言語化しようとして、「社会的共通資本 (social common capitals)」という概念が提起されている。新古典派の流れに立った標準教科書を経済学の主流と信じている研究者からはなかなかその現代性が見えにくい概念である。例えば社会的共通資本を既存の体制の中で生かすことの重要性を早くから唱えてきた宇沢弘文の業績に疑問を呈する論評として、例えば、岩井克人, 『故宇沢弘文先生が目指したもの, 『冷徹な頭脳』より『暖かい心』』, 日本経済新聞「経済教室」, 2014年9月29日号, を参照。

- (3) そのほかのフランス語訳としては *tragédie des communaux*, *tragédie des biens communaux* と訳されることもある。
- (4) 大内兵衛, 細川嘉六, (監訳), 「第6回ライン州議会議事—ライン州人」, 第3論文, 『マルクス・エンゲルス全集』, 第1巻, 大月書店, 1969年(第10刷)
- (5) 熊本一規, 「公共事業はどこが間違っているのか—入会権, 漁業権, 水利権」, まな出版企画, 2000年, pp.35-56
- (6) 法学的説明としては, 入会権は「集団が管理処分機能を, その構成員が使用収益機能を持つ」とされ, 法学者我妻栄の「質的分属説」と呼ばれる。(前掲書, 熊本, p.36)。
- (7) 篠崎五六, 『小繋事件の農民たち』, 勁草書房, 1966年
- (8) 「最高裁判例」サイト, 事件番号: 昭和38(あ)1522, http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=58780 (2018年5月末閲覧)
- (9) 前掲書, 篠崎, IVページ。
- (10) 日本の森林の入会権の全会一致原則が森林の「効率的利用」を妨げ, アンチ・コモンズの状況が生まれているとして, その事態への憂慮から政策提言に向けた実証研究を提案している論考として, 最近では, 例えば, 高村学人, 「過少利用時代からの入会権論再読—実証分析に向けた覚書」, 『土地総合研究』25巻2号(2017年春号), 2017年, pp.40-68, がある。
- (11) 藪下, 秋山, 金子, 木立, 清野訳, 『スティグリッツ入門経済学』第4刷, 東洋経済新報社, 1998年, 280ページ
- (12) Pierre Bourdieu, *Le Sens pratique*, Minuit, 1980年, p.136 邦訳は, 今村仁司, 他訳, 『実践感覚1』および『実践感覚2』, 2001年, いずれもみすず書房
- (13) Robert Boyer, *Théorie de la régulation, L'état des savoirs*, La Découverte, 2002, p.8
- (14) たとえば, Benjamin Coriat 編, *Le retour des communs—La crise de l'idéologie propriétaire*, LLL, 2015, では, 天然資源を対象としたコモンズだけでなく, オープンソースやクリエイティブ・コモンズなどの非物質生産物をも所有権との関係で論じている。